

届出事項一覧

届 出 事 項	届出書類
①介護機関(<u>主たる事務所</u>)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	変更届書
②介護機関(<u>事業を行う事業所</u>)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	
③介護機関(<u>主たる事務所</u>)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
④介護機関(<u>事業を行う事業所</u>)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
⑤介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき (法人の代表者変更の場合は不要)	
⑥介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき	
※ 他市町村へ所在地変更の場合は、川越市生活福祉課に廃止届書を提出してください。	
⑦介護機関を休止したとき	休止届書
⑧介護機関の開設者を変更(交代、個人 ↔ 法人 等)したとき (吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社 ↔ 株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届書は不要です)	廃止届書
⑨医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑩介護機関を廃止したとき	
⑪指定されているサービスの一部を廃止したとき (この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載してください)	
⑫介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき (医療機関(訪問看護ステーションも含む)の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要です)	
⑬介護機関の移転により、指定する者(知事・市長)に変更があったとき (知事[さいたま市・川越市・越谷市以外] ↔ 市長[さいたま市 ↔ 川越市 ↔ 越谷市])	再開届書
⑭休止していた介護機関を再開したとき	
⑮生活保護法施行規則第 14 条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届書
⑯生活保護法による指定を辞退しようとするとき (<u>30日以上</u> の予告期間が必要です)	辞退届書